

## 議案第 4 2 号

山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について  
地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 2 年 4 月 1 日から、山口県市町総合事務組合同規約（平成 1 8 年指令平 1 8 市町第 8 1 5 号）第 3 条第 6 号に規定する事務の対象とする非常勤の職員及び同条第 8 号に規定する事務を共同処理する団体を変更すること並びに同規約を以下のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議するため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 1 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山口県市町総合事務組合同規約の一部を改正する規約  
別表第 2 の 8 の項中「美祢市」を「美祢市、山陽小野田市」に改める。  
別表第 3 を次のように改める。  
別表第 3 第 3 条第 6 号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第 3 条関係）

団 体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員

### 附 則

- 1 この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の山口県市町総合事務組合理約別表第3の規定は、この規約の施行の日以後に被災する非常勤の職員について適用し、同日前に被災した非常勤の職員については、なお従前の例による。

山口県市町総合事務組合格約 新旧対照表

新		旧	
別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)		別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共団体(第3条関係)	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1 略	略	1 略	略
2 略	略	2 略	略
3 略	略	3 略	略
4 略	略	4 略	略
5 略	略	5 略	略
6 略	略	6 略	略
7 略	略	7 略	略
8 第3条第8号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、 <u>山陽小野田市</u> 、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、宇部・阿知須公共下水道組合、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合	8 第3条第8号に規定する事務	下松市、光市、長門市、柳井市、 <u>美祢市</u> 、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町、柳井地区広域消防組合、周東環境衛生組合、玖珂地方老人福祉施設組合、玖西環境衛生組合、熊南総合事務組合、周陽環境整備組合、周南東部環境施設組合、周南地区衛生施設組合、周南地区福祉施設組合、宇部・阿知須公共下水道組合、光地区消防組合、山口県後期高齢者医療広域連合、山口県市町総合事務組合
9 略	略	9 略	略
10 略	略	10 略	略
11 略	略	11 略	略

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第3条関係）

団体	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 2 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
山陽小野田市	地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員

別表第3 第3条第6号に規定する事務の対象とする非常勤の職員（第3条関係）

団体名	対象とする非常勤の職員
宇部市	1 地方公務員法第22条第5項の規定により任用された臨時職員 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員 3 宇部市嘱託職員取扱要綱の規定により任用された嘱託職員
山口市	1 地方公務員法第22条第5項の規定により任用された臨時職員 2 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により任用された臨時職員 3 山口市非常勤職員任用事務要領の規定により任用された嘱託職員
山陽小野田市	山陽小野田市臨時職員等の給与に関する規則に規定される臨時職員